

## 令和2年度 聖徳中学校 いじめ防止基本方針

### はじめに

本校では、教育目標に「夢に向かい、自ら学び、心豊かにたくましく生きる生徒の育成」を掲げ、積極的な生徒指導を進めてきている。ここ数年、生徒の反社会的な問題行動はそう多くはなく全体に落ち着いている。しかし、このような状況の中でもいじめは起こっている。

生徒は、学校生活を通して、多くの友と様々なかかわり合いをもち、人間関係を構築していく力や問題を解決する力を身につけていく。このことは、学校教育の強みである。しかし、時としてそのかかわり合いがいじめに発展することがある。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成および人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

従って、わたしたちは生徒の成長を願いながらも、生徒同士のかかわり合いがいじめに発展しないように、また、いじめが発生した場合はそれを早期に発見し対処できるように、生徒の様子を注意深く見守り、適切に支援していかなければならない。

本校では、学校でのいじめゼロを目指し、いじめ防止のための基本方針を次に定める。

### 1 いじめ防止と問題克服に向けた基本的考え方と取組

いじめを防止し、把握した問題に適切に対応するための取組を次のように進める。

- (1) 道徳教育等の充実
- (2) 早期発見のための措置
- (3) 相談体制の整備

#### (1) 道徳教育等の充実

反社会的問題行動は多くないが、本校の生徒の規範意識はそう高くない。日々の生活指導だけでなく、道徳の時間の充実を図り、生徒の心を耕していく。

#### (2) 早期発見のための措置

日々の生徒の様子を観察することや、毎日の終礼時に記入する「あしあと」から生徒の様子を読み取り、少しでも気になることがあれば積極的に声をかけていくようにする。

各教科教員や部活動顧問とも生徒についての情報を共有し、小さな変化に気付いていけるようにする。

いじめアンケートを年2回実施する。

#### (3) 相談体制の整備

生徒が安心して相談できる信頼関係を日頃から築き、相談しやすい環境作りに努める。教育委員会カウンセラーとの連携を密にし、専門的な指導を受ける。

### 2 いじめ防止対策委員会

校長を委員長としたいじめ防止対策委員会を校務分掌に位置づける。

構成員 校長、教頭、教務、生指、養護、学年主任

### 3 いじめ問題への対応

生徒からいじめの相談を受けたり、いじめがあることを確認したりした場合、すでに深刻な状況にあることもあるとの認識のもと、いじめ防止対策委員会が中心になって迅速かつ組織的に対応を進めていく。※別紙「いじめ問題への対応」

指導方針は次のことをふまえて決定する。

- ・最悪を想定した取組
- ・いじめは絶対に許されないという視点
- ・被害者の保護と支援を最優先
- ・いじめは人権侵害との認識
- ・全校をあげた組織的な対応